

JIS

情報処理用語 — 基本用語

JIS X 0001-1994

(2004 確認)

平成 6 年 10 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 45.10.1 改正：平成 6.10.1

官 報 公 示：平成 6.10.3

原案作成協力者：社団法人 情報処理学会、財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部長 棟上 昭男）

この規格についての意見 又は 質問は、工業技術院標準部情報規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

情報処理用語—基本用語

X 0001-1994

Glossary of terms used in information processing—
Fundamental terms

1. 適用範囲 この規格は、情報処理における基本用語、定義及び対応英語について規定する。

備考1. この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO/IEC 2382-1 : 1993 Information technology—Vocabulary—Part 1 : Fundamental terms

2. この規格は、1993年11月に第3版として発行されたISO/IEC 2382-1を翻訳し、その技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

2. 分類 用語は、次のとおり分類する。

- (1) 一般用語 (01.01参照)
- (2) 情報の表現 (01.02参照)
- (3) ハードウェア (01.03参照)
- (4) ソフトウェア (01.04参照)
- (5) プログラミング (01.05参照)
- (6) 適用分野と末端の利用者 (01.06参照)
- (7) 計算機の安全保護 (01.07参照)
- (8) データ管理 (01.08参照)

3. 表記法 この規格は、各用語を番号、用語、定義及び対応英語の四つの欄に分けて規定する。それぞれの欄における表記法及び解釈を、次に示す。

- (1) 番号 番号は、6個の数字によって表す。最初の2けたの数字は、情報処理用語の規格番号の末尾2けたを示す。次の2けたの数字は、この規格での分類を示す。最後の2けたは、同一分類内の一連番号を示す。

(2) 用語

- (2.1) 同一の意味を示す用語が二つ以上ある場合は、表記した順に従って優先使用する。

- (2.2) 用語の一部が丸括弧()で囲まれている場合は、その部分を省略してもよいことを表す。この場合は、括弧内を省略したときとしないときの間に優先順位はない。

- (2.3) 同一の用語が別の定義をもつ場合には、用語の前に(1), (2), …を付ける。

- (2.4) 類似の意味をもち、しかもその記述がほとんど同一である二つ以上の用語は、角括弧〔 〕を用いて一つにまとめて規定する。この場合、用語の欄の〔 〕に対して、定義及び対応英語の欄の対応する〔 〕を探る。

例 次の(a)と(b)とは同じである (01.04.01参照)。

(a) “応用ソフトウェア [プログラム]
ある適用業務問題の解決に特有のソフトウェア [プログラム]。”

(b) “応用ソフトウェア
ある適用業務問題の解決に特有のソフトウェア。
応用プログラム